

告 示

埼玉県告示第九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年二月八日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東川口第二F Tビル

埼玉県川口市東川口三丁目一番六号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計二者

（変更後）株式会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計二者

ハ 変更年月日

二 届出年月日

三 縦覧期間

令和四年二月八日から令和四年六月八日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年二月八日から令和四年六月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課